

## 2008年度海外研修・研究等助成事業 研修報告

# 「ネット先進国」米国に学ぶインターネット接続可能なポータブル機器（携帯電話）を介したネットいじめ・脅しなどに対する効果的な指導および啓発方法について

静岡県立下田高等学校定時制課程 教諭 平井 雅康

2006年9月、私は中高生の間で、「学校裏サイト」や「プロフ（自己紹介サイト）」の中でのネットいじめや脅し、逸脱・違法行為等が起きている現実を認識した。それ以降、ケータイトラブルの傾向と対策についてまとめる中、啓発と対策の不十分さを認識した。そのため今回、(財)企業経営研究所と下田市の協力を得て、米国・ニューヨーク及びニューポートで調査を行った。以下に、主な調査結果をまとめる。

### 学校での対応

ロジャーズ高校（ニューポート）では、年間3～4件のネットいじめ・脅しが起きているが、以下のような日本の学校とは全く異なる対応がとられている。

- ①いじめに関する規定のある州法を根拠に、マニュアルポリシーを作成。特に、いじめや暴力に関してはゼロトレランス（不寛容）方式が適応され、除籍や第3の学校への異動が命じられる。
- ②通常指導は学生部長とスクールカウンセラー、校長が担当。犯罪性の高いものは学校専属の警察官が指導を担っている。
- ③生徒手帳にネットアクセスポリシーやネットいじめ・脅しの定義と指導措置（停学5日以上～除籍）が明記されており、保護者と本人の署名の提出が義務づけられている。

### 有害情報のフィルタリング

見てはいけないサイトを選別・表示しないブラックリスト式のフィルタリングが、学校や家庭で普及していた。特にPTAやNPOの活動が盛んな地域では、家庭における共用スペースへのPC設置、履歴やパスワード管理が普及していた。更に民間団体によって、ネットコンテンツに関しても映画・テレビ同様の年齢

によるレーティングが行われていた。

### ネットいじめ・脅しへの法規制について

08年3月の時点で17の州議会で検討され、法案が成立している州もあった。電子機器とネットいじめに関連した裁判事例は全米で17件あり、その半数が06～07年に集中していた。判例の一部を以下に示す。

- ①学校外のネット利用は自己責任で、学校や行政の管轄外であり責任はない。
- ②学校外の行為であっても、業務妨害や他の生徒の人権を侵す場合においては、学校が情報収集や制限を加えることもある。

### 情報ビジネスサービスの動向について

- ①米SNS大手により、カスタマイズ性が高く、音楽動画コンテンツ機能を充実したプロフが提供される可能性がある。
- ②米グーグルのOSを搭載するスマートフォン「ブラックベリー」（カナダRIM社）が日本にも投入され、中高生がターゲット層になるのではないかと。
- ③携帯コンテンツビジネスは、日本の方が先行しているという意見もあった。

今回の調査研究結果をもとに、今後、効果的な指導や啓発方法を盛り込んだガイドライン作りと広報活動を行っていききたい。



ロジャーズ高校バティ校長とのインタビュー